

業者指名審査委員会における工事成績等の採択基準

平成28年1月19日

(趣旨)

第1 この基準は、三好市建設業者等指名停止等措置要綱(平成18年三好市告示第83号)で定められた処分のほかに、三好市業者指名審査委員会設置要綱(平成27年三好市告示第7号)に基づく業者指名審査委員会における競争入札への参加条件の審査にあたり、請負業者の工事成績等を採択する基準を定め、請負工事の適正な施工を図るものとする。

(指名の制限の基準)

第2 業者指名審査委員会は、請負業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該各号に掲げる指名制限を行うことができる。

- (1) 市の行うしゅん工検査の際の工事成績の採点が60点未満のもの
2ヶ月以内の制限
- (2) 同一年度内において、市の行うしゅん工検査の際の工事成績の採点が60点以上65点未満の成績が2回以上となった場合(3回以上となった場合は、その都度適用するものとする。)
2ヶ月以内の制限
- (3) 市の行うしゅん工検査の際の三好市工事検査規程(平成20年三好市訓令第9号)第7条の修補工事の請求を受けたもの
2ヶ月以内の制限
- (4) 工事施工途中において市の監督員又は中間検査の検査員から契約の履行について再三にわたり注意を受けたもので、(1)又は(2)に該当しない場合
1ヶ月以内の制限

(不良工事の報告)

第3 建設工事の施工を担当する所属長は、第2各号のいずれかに該当するものがあると認めるときは、速やかに、別記様式により当該建設工事を所掌する部長等を経て、業者指名審査委員会委員長(管財課経由)に報告しなければならない。

附 則

(施工期日)

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

この基準は、平成28年6月1日以降にしゅん工検査を行う工事に適用するものとする。

別記様式

年 月 日

三好市業者指名審査委員会
委員長 様

部長

印

不良工事報告書

不良工事について、次のとおり報告します。

商号又は名称 代表者氏名	
営業所所在地	
許可番号 許可年月日	
不良工事の工事名	
工事箇所	
不良工事発生年月日	
不良工事発生場所	
不良工事の内容	
措置状況	